



第2章

八王子市の地域福祉 を取り巻く現状

1 人口等

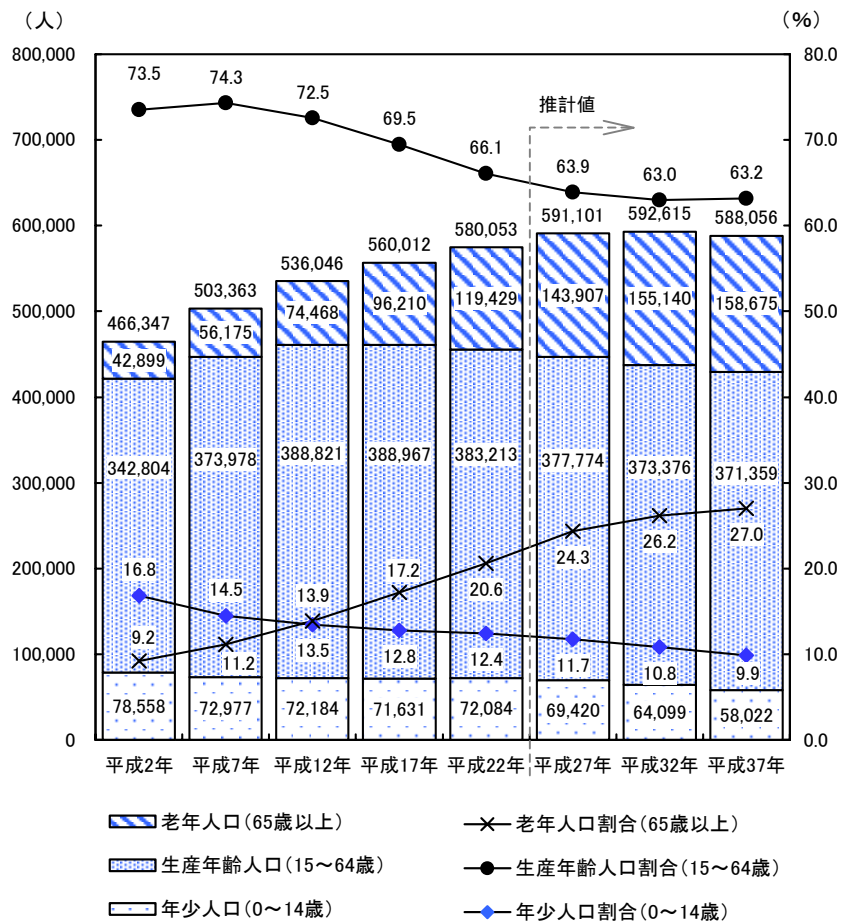
(1) 少子高齢化の進展

人口の推移

本市の総人口は、増加しており、この状況は、平成32年頃まで続いていくと考えられます。

年齢別人口で見ると、0～14歳の年少人口は微減で推移しています。また、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢人口は増加しています。こうした状況から、確実に高齢化が進んでいることがわかります。

第3図 総人口及び年齢3区分別人口の推移



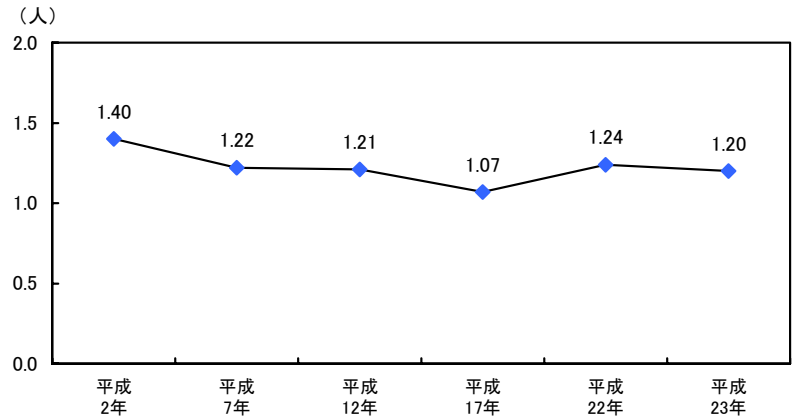
資料：国勢調査
(平成27年以降は平成22年国勢調査に基づく推計値)



合計特殊出生率

第4図 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率*は、平成17年以降は上昇傾向にあり、平成22年は1.24となっていました。平成23年は1.20に減少しています。



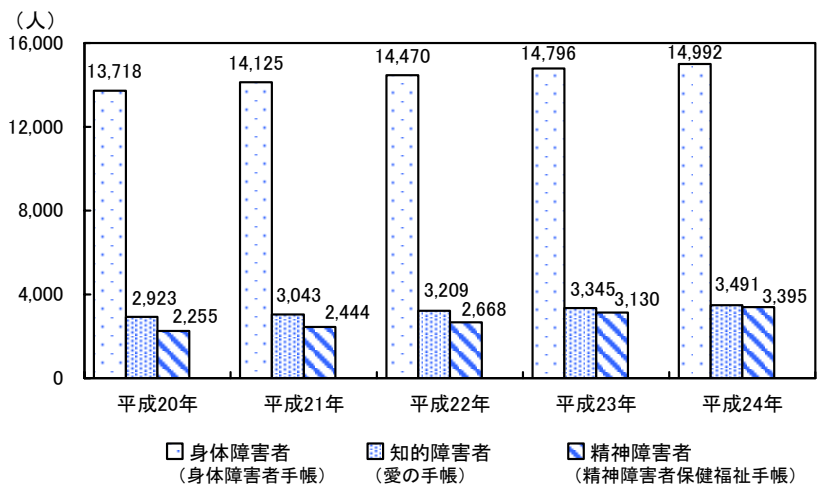
資料：東京都人口動態統計

(2) 対象者の推移

障害者手帳所持者数

第5図 障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、いずれも増加の傾向にあり、平成24年では、身体障害者は14,992人、知的障害者は3,491人、精神障害者は3,395人となっています。



精神障害者保健福祉手帳は、2年ごとの申請のため、前年度の申請数を合せた数になっている。

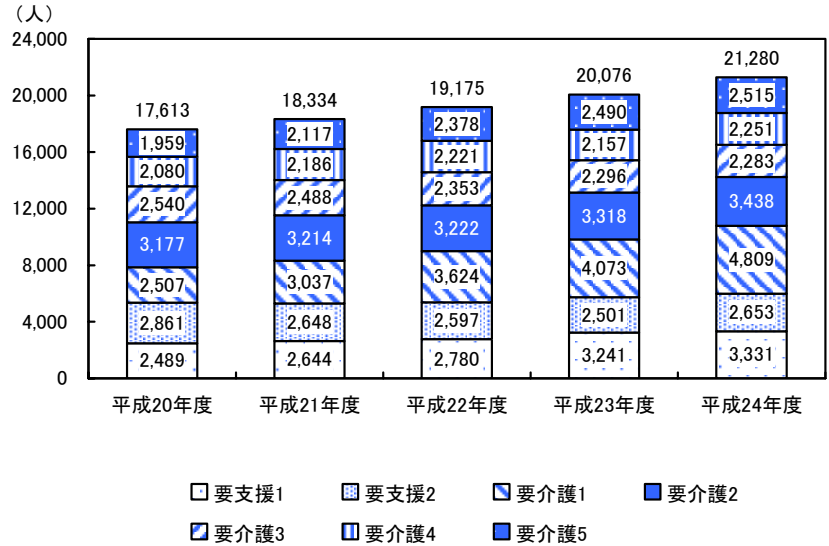
資料：統計八王子（各年4月）



要支援・要介護認定者数

第6図 要支援・要介護認定者数

本市の要支援・要介護認定者数は年々増加し、平成20年度では17,613人でしたが、平成24年度は、21,280人となっており、およそ20%の増加となっています。



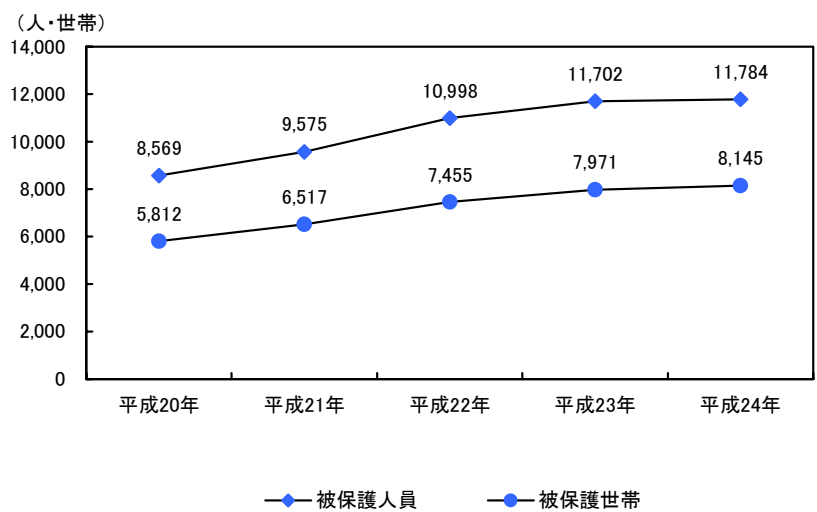
資料：介護保険事業報告（各年度9月）

生活保護

被保護世帯・人員

第7図 生活保護 被保護世帯・人員

本市の生活保護*状況は、被保護世帯、被保護人員ともに増加しており、平成24年では、8,145世帯、11,784人となっています。



資料：東京都福祉衛生行政統計月報（各年4月）

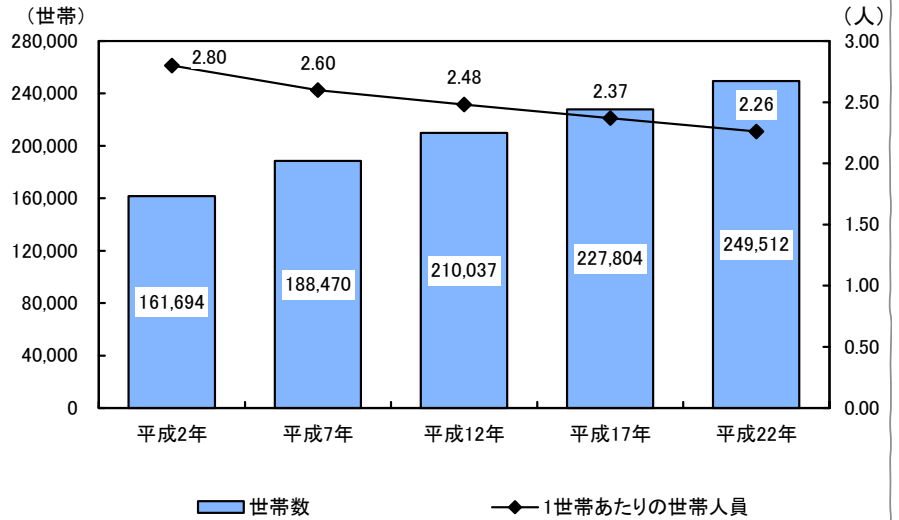


(3) 世帯構造の変化

世帯数と世帯人員

本市の世帯数は増加し、25万世帯に達しようとしています。一方、1世帯あたりの人員は減少しており、平成22年で2.26となっています。

第8図 一般世帯数と1世帯あたりの世帯人員

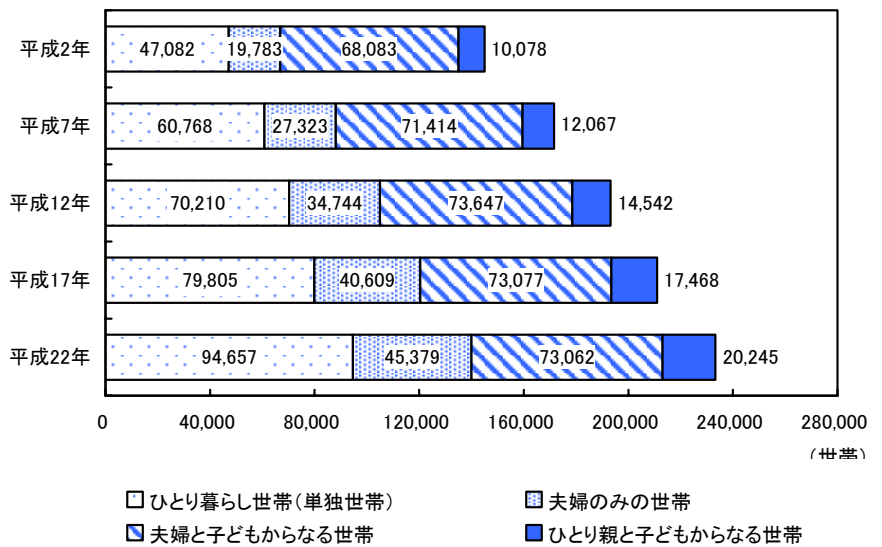


資料：国勢調査

家族類型別世帯の状況

本市の「ひとり暮らし世帯」と「核家族世帯（夫婦のみ、夫婦と子ども、ひとり親と子どもからなる世帯）」は、夫婦と子どもからなる世帯を除き、増加傾向にあります。平成2年と平成22年の比較では、「ひとり暮らし世帯」は約2.0倍、「夫婦のみの世帯」は約2.3倍になっています。

第9図 一般世帯の家族類型別世帯数（単独世帯・核家族世帯）



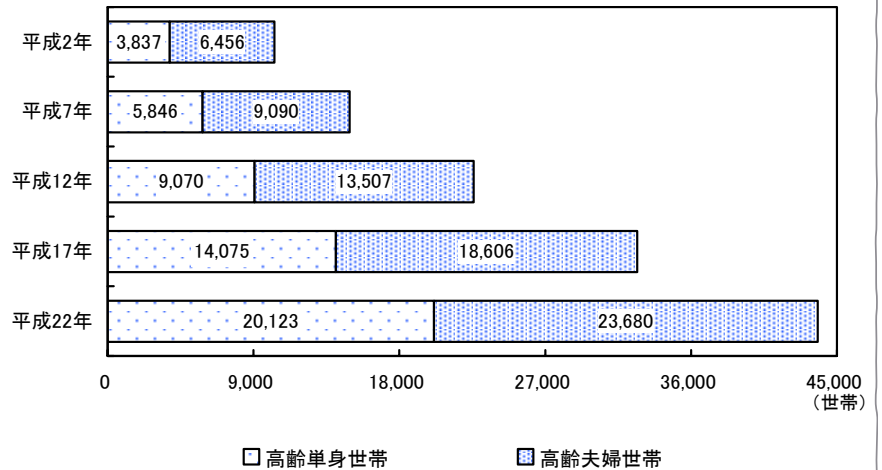
資料：国勢調査



高齢世帯の状況

本市の65歳以上の「高齢単身世帯」及び「高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦）」の状況をみると、いずれも増加傾向が顕著です。平成2年から平成22年にかけて「高齢単身世帯」は約5.2倍、「高齢夫婦世帯」は約3.7倍となっています。

第10図 一般世帯の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数



高齢夫婦世帯の定義は、平成2年の調査では、夫と妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯、となっている。

資料：国勢調査



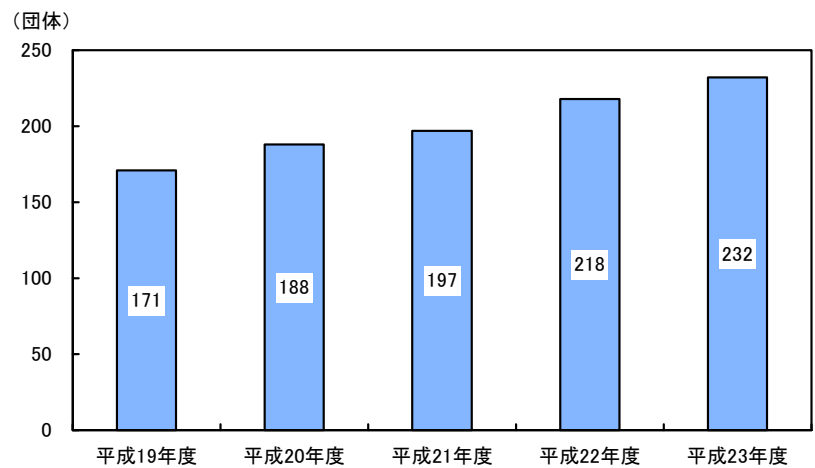
2 地域

(1) 地域活動団体の状況

NPO法人数

本市のNPO*法人数は、増加傾向にあり、平成23年度は232法人となっています。

第11図 NPO法人数

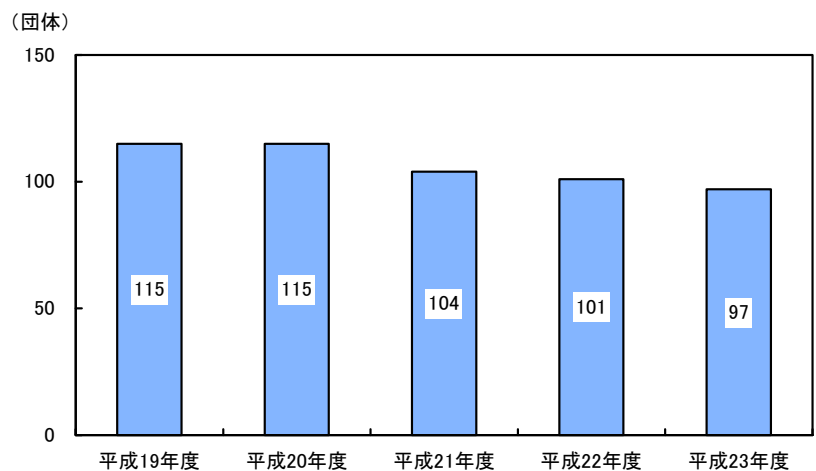


資料：庁内資料（各年度末時点）

ボランティア団体数

本市のボランティア団体数は、減少傾向にあり、平成23年度は97団体となっています。

第12図 登録ボランティア団体数



資料：社会福祉協議会資料（各年度末時点）

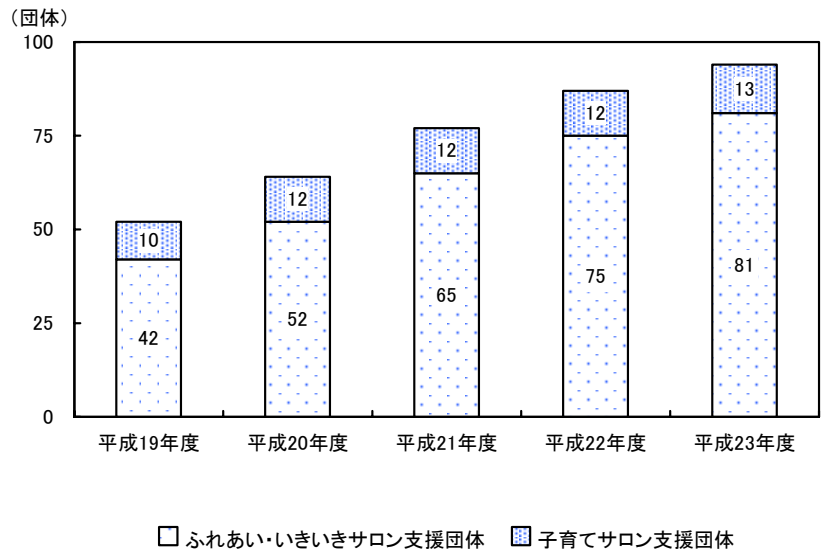


地域交流サロン活動支援団体数

第 13 図 地域交流サロン活動支援団体数

本市のふれあい・いきいきサロン*支援団体数は増加傾向にあり、平成23年度は81団体となっています。

また、子育てサロン支援団体数も徐々に増え、13団体となっています。



資料：社会福祉協議会資料（各年度末時点）

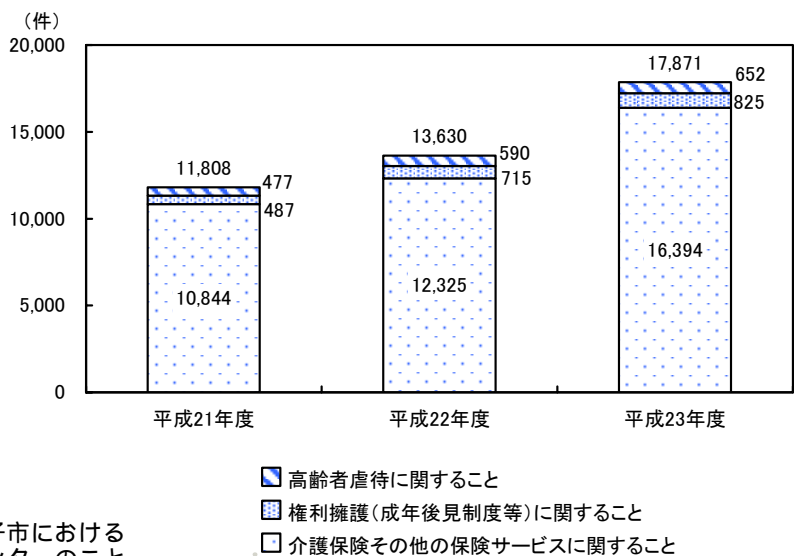
(2) 地域生活での問題

高齢者あんしん相談センター (地域包括支援センター)

における相談件数

本市の高齢者あんしん相談センター*における相談件数は、年々増加しています。また、権利擁護*（成年後見制度*等）や高齢者虐待に関する相談についても年々増加しています。

第 14 図 高齢者あんしん相談センターにおける相談件数



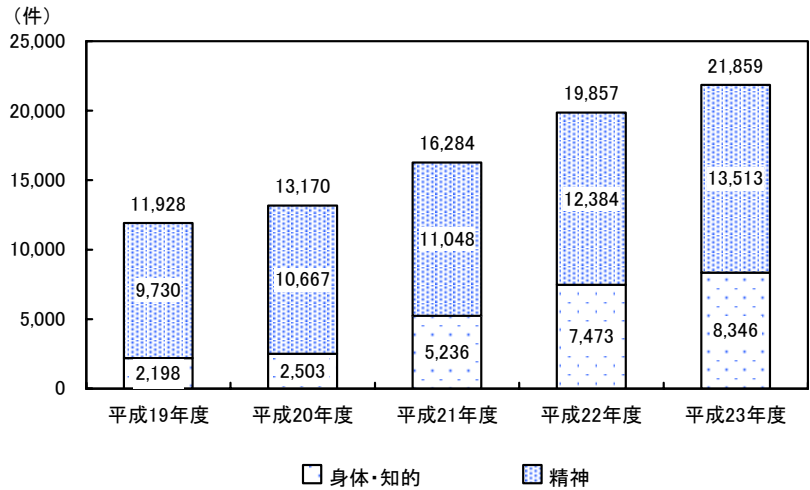
高齢者あんしん相談センターとは、八王子市における介護保険法で定められた地域包括支援センターのこと。

資料：庁内資料

障害に関する相談件数

第15図 障害に関する相談件数

本市の障害に関する相談件数は、毎年増加しています。また、身体・知的障害における相談窓口は平成21年度に1か所から3か所に増設し、さらに平成22年度からは4か所となっています。精神障害については1か所となっています。

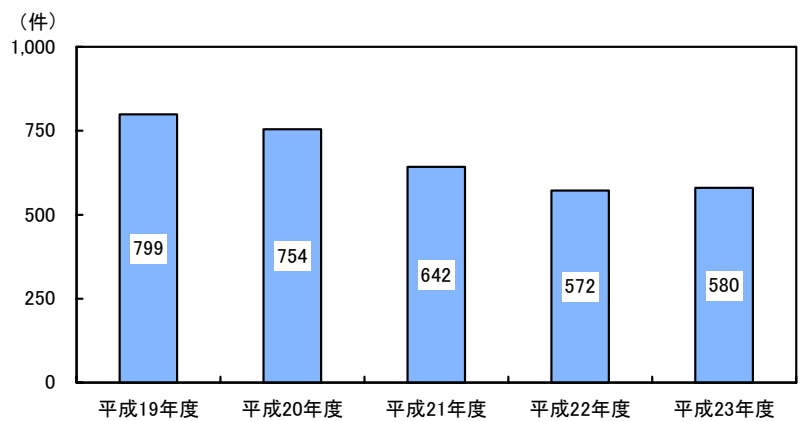


資料：庁内資料

ドメスティック・バイオレンス相談件数

第16図 ドメスティック・バイオレンス相談件数

本市のドメスティック・バイオレンス*相談件数は、年々減少傾向にありましたが、平成23年度の相談件数は前年と比べわずかに増え580件となっています。



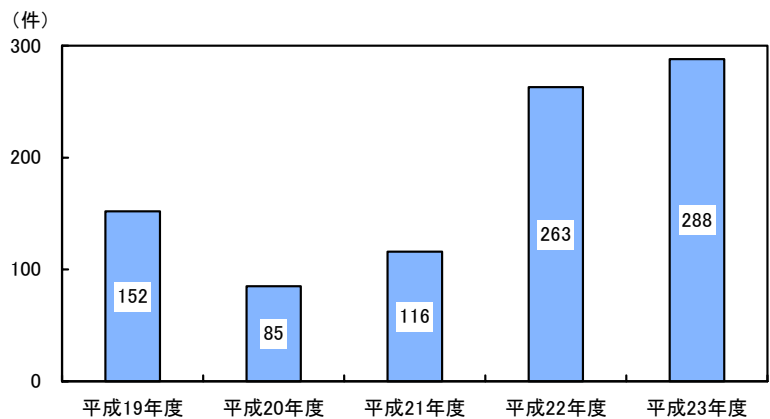
資料：庁内資料



児童虐待対応件数

本市の児童虐待対応件数の推移をみると、平成20年度から増加傾向にあり、平成21年度から平成22年度にかけて急増しています。平成23年度は288件となっています。

第17図 児童虐待対応件数

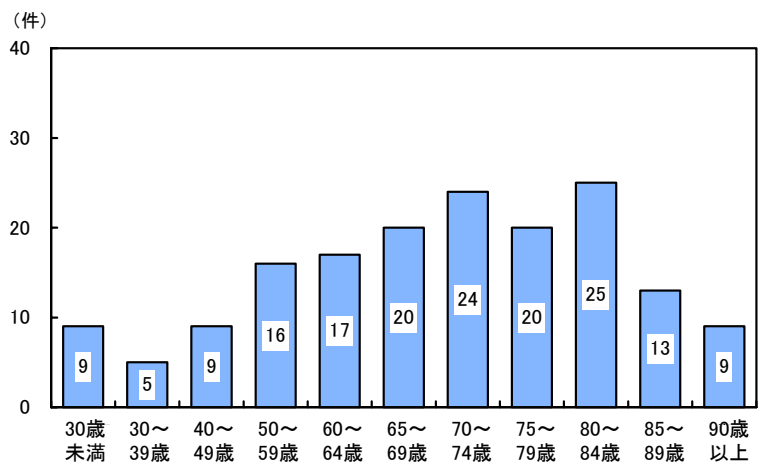


資料：庁内資料（子ども家庭支援センターでの対応件数）

孤独死の発生件数 （平成23年度）

本市において、平成23年度、167件の孤独死*が発生しています。このうち、65歳以上が111件となっており3分の2を占めています。

第18図 孤独死の発生件数



本計画における孤独死の定義は、東京都監察医務院が平成22年12月に発行した『東京都23区における孤独死の実態』を参考に、「異状死(全ての外因死<外傷、災害、中毒、自殺など>や原因不明死など)」の内、自宅で亡くなられた一人暮らしの方とする。

資料：八王子、南大沢、高尾警察署提供



3 第1期計画の評価

(1) 第1期計画における取組みの状況

第1期計画に記載している取組みについて、主な事業を中心に、実施状況を整理します。

だれもが生き生き暮らせるまちをつくるために

ノーマライゼーション*の推進

- ・車いす等体験活動は、平成23年度末実績で、実施校は延62校、参加人数は5,158名と、いずれも平成19年度末実績の3倍となっています。また、福祉まつり、手作り作品展、ふれあい運動会等の実施により、高齢者・障害者等と交流する場を提供し、地域交流を促進しています。
- ・平成24年4月には、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例*」を施行し、障害のある人に対する理解を深め、障害に対する差別をなくす取組みを推進しています。

ユニバーサルデザイン*のまちづくりの推進

- ・西八王子駅周辺は、バリアフリー*化工事と案内サインの設置を行い、ハード*・ソフト*両面から整備を進めています。また、だれでもトイレ*は計画策定後の4年間で、公共施設12か所に設置し、今後も計画的な整備を進めていきます。
- ・平成22年には、市独自の取組みである思いやり駐車スペース*を、本庁舎駐車場をはじめとした公共施設に整備し、平成23年度末実績で、30か所に整備しました。今後は民間施設への普及を検討していきます。
- ・情報バリアフリー*化については、広報紙、ホームページなどの庁内統一的なガイドラインを設け、わかりやすい情報提供に努めています。また、近年、増加している外国人に対しては、英語や中国語でモバイル版ホームページを作成するなど、利用者の状況に応じた情報提供を行っています。



共に生き、支えあうまちをつくるために

支えあいの仕組みづくり

- ・主な取組みとした災害時要援護者*支援体制の構築では、庁内外の検討、モデル地区での成果を踏まえ、地域での共助の取組み方を示した実施マニュアルを平成24年3月に作成しました。支援組織の主な担い手と期待される民生・児童委員*、町会・自治会への説明を経て、地域での体制構築を推進していきます。
- ・高齢者の見守り、児童虐待防止、ドメスティック・バイオレンス*被害者支援を、それぞれ主体となる機関のもとネットワーク体制の構築を進めており、問題の発生防止や相談体制の充実を図っています。
- ・社会福祉協議会*が展開するういずサービス*（在宅福祉サービス）は、年間活動件数が伸びている一方、協力会員は230名前後で推移しています。民間事業者が参入してきている中、住民ニーズを把握し、どういった役割を担うべきか検討していく必要があります。
- ・主な取組みとした地域交流サロン活動の推進は、平成18年度45団体であった高齢者サロンが、81団体に増えています。今後は対象者を限定しない交流を検討しながら、地域のコミュニティの醸成を図ります。

地域活動の推進

- ・はちおうじ志民塾*や、市民活動支援センター*による講座等を通し、地域課題の解決策としてのコミュニティビジネス*の普及啓発や団塊の世代*などの地域参加促進を図っています。また、市民企画事業への補助金の交付、インキュベーション施設*の整備等により地域活動を支援しています。
- ・民生・児童委員は、平成22年12月に定数407名から445名に増員し、体制強化に努めました。一方で目標に定めた民生・児童委員協力員*48名の採用は、業務の制限、不確かさなどにより23名にとどまっています。今後、制度の効果や問題点について検証する必要があります。
- ・ボランティア活動は、ボランティアセンター*及びボランティアセンター南大沢分室の運営により活動支援を行っていますが、団体数は減少傾向で、活動者数も4,200~4,300名で推移しています。担い手の拡充やボランティア支援を行う団体間の連携による事業の効率化が必要です。



福祉教育の推進

- ・社会貢献的な精神で後見業務に当たる社会貢献型後見人*を養成し、平成25年1月現在、4名が後見人業務を行っています。
- ・地域福祉活動の担い手となり得る団塊*・シニア世代の人材育成、また、ボランティア活動の推進役となるボランティアリーダー*の育成を、講習会や研修会を通して行っています。

保健医療・福祉の充実のために

サービス利用援助体制の充実

- ・主な取り組みとした、平成22年度開設の八王子駅南口総合事務所の整備では、高齢者支援課、障害者福祉課、子育て支援課の窓口を設置し、サービスの向上に努めています。
- ・認知症*や障害などにより判断能力の不安がある人に対し、社会福祉協議会*を中心に、適切な福祉サービスの利用や、成年後見制度*の利用相談、財産保全・管理サービスの活用など、総合的な支援を実施しています。

サービスの質の向上

- ・市職員の研修会への参加や、情報共有により、職員の資質の向上を図っています。また、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業、認証保育所*に対して、福祉サービス第三者評価*の受審費や改善取組費を助成し、利用者の判断に寄与する情報提供を行っています。



連携によるサービスの充実

- ・大横保健福祉センターと保健センター機能を併せた施設の建設をめざしています。また、平成23年6月以降、3つの保健福祉センターが圏域区分を持ち、各センターにおいて講座や健診のサービスを受けられる体制を構築し、市民がサービスを利用しやすい環境を整備しています。
- ・地域福祉の行動・推進分野を担う社会福祉協議会*と、調整会議を定期的に行い、情報や課題を共有しています。また、平成22～25年度を計画期間とする「いきいきプラン八王子 八王子市地域福祉推進計画」は、地域福祉計画と理念や取組内容を共有、補完しながら策定しました。

生活関連サービスとの連携

- ・ふれあい収集や、家具転倒防止器具等配布事業を通じて、声かけや安否確認など、在宅での生活支援を行っています。今後は各サービス事業者を含めた見守りの輪を広げていく必要があります。
- ・商工会議所との連携のもと、地域内の豊富な資源の活用をめざし、サイバーシルクロード八王子*を活用し、市内事業者へ「ビジネスお助け隊*」による経営支援を行っています。また、大学コンソーシアム八王子*を通じて、地域の大学との連携を強化し、学生の意向や地域ニーズを把握しながら、学生ボランティアの参加を促進しています。



(2) アンケート調査結果からみた現状

平成23年度に実施したアンケート調査（P. 5参照）から、平成18年度調査との比較等を含めた地域福祉に関わる八王子市の現状を整理します。

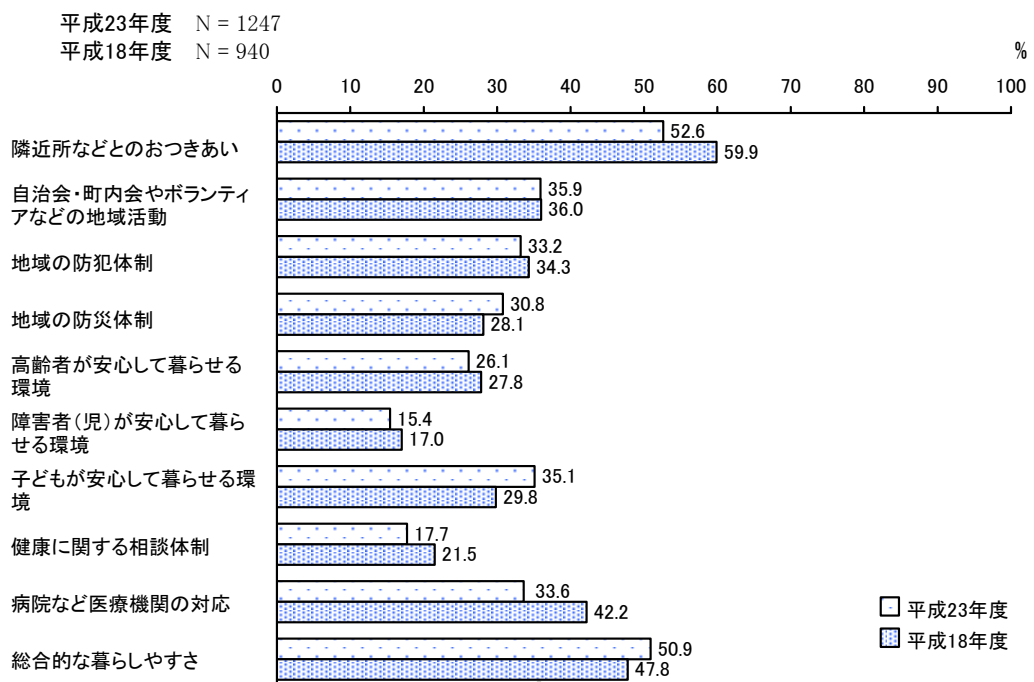
身近な地域での暮らしについて

地域での暮らしやすさ

「かなり満足している」と「まあ満足している」をあわせた人の割合をみると、「隣近所などのおつきあい」、「総合的な暮らしやすさ」で約5割となっています。

平成18年度調査と比較すると、平成23年度調査では、「子どもが安心して暮らせる環境」で満足している人の割合が高くなっています。一方、「隣近所などのおつきあい」、「病院など医療機関の対応」で満足している人の割合が低くなっています。

第19図 地域での暮らしやすさ



日頃の隣近所とのつきあい方と今後のつきあい方の希望

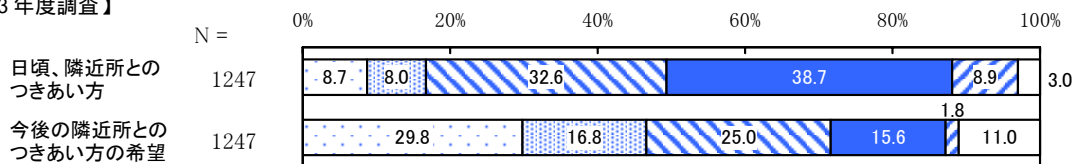
日頃の隣近所とのつきあい方については、「会えばあいさつをかわす程度」の割合が38.7%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」の割合が32.6%となっています。

今後のつきあい方の希望については、「困った時には相談したり、助け合ったりしている」を望んでいる人の割合が29.8%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」を望んでいる人の割合が25.0%となっています。

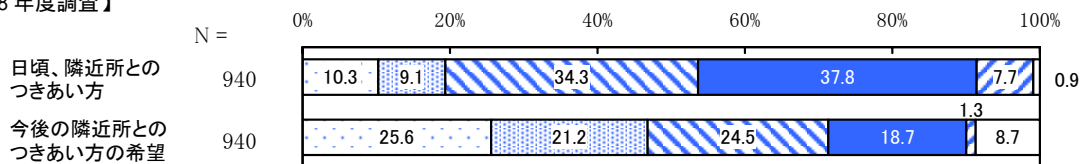
第20図 日頃の隣近所とのつきあい方と今後のつきあい方の希望

- 困った時には相談したり、助け合ったりしている
- たまに立ち話をする程度
- つきあいがほとんどない
- 一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度
- 会えばあいさつをかわす程度
- 無回答

【平成23年度調査】



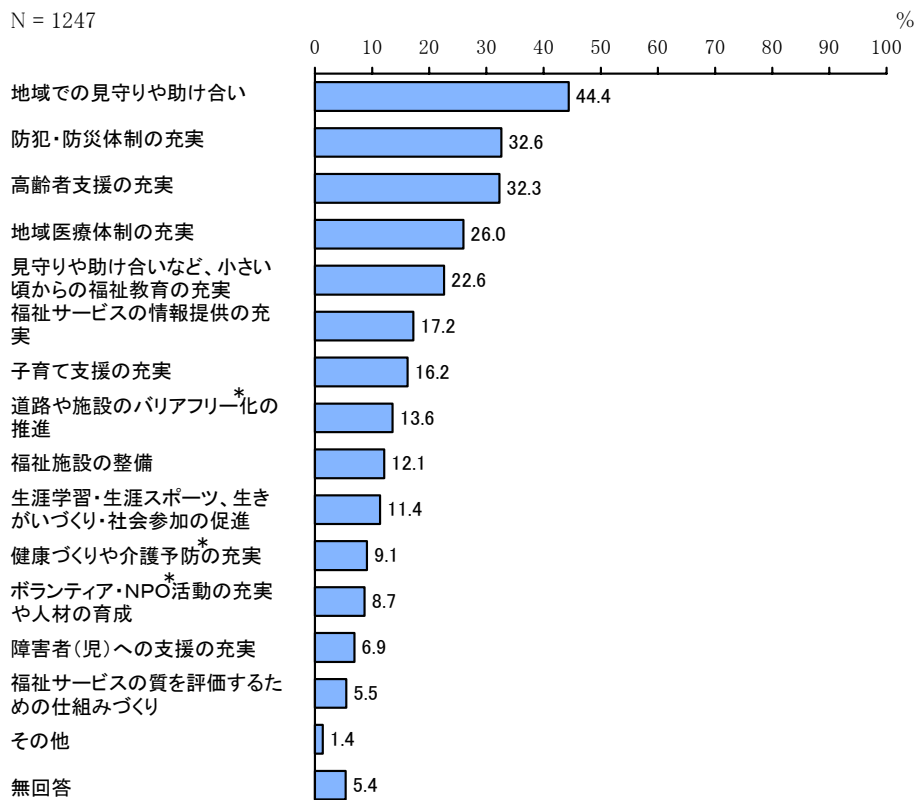
【平成18年度調査】



安心して暮らすために必要なこと

「地域での見守りや助け合い」の割合が44.4%と最も高く、次いで「防犯・防災体制の充実」の割合が32.6%、「高齢者支援の充実」の割合が32.3%となっています。

第21図 安心して暮らすために必要なこと



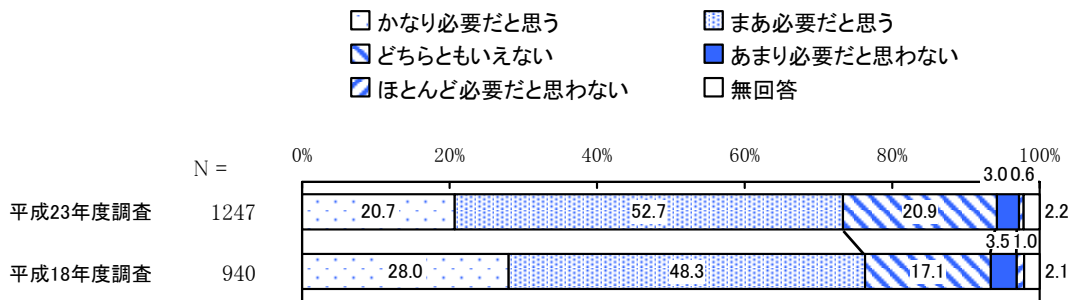
助けあい・支えあいの意識等について

生活課題に対する住民相互の協力

「かなり必要だと思う」と「まあ必要だと思う」をあわせた協力関係が必要だと思う人の割合が73.4%となっています。

平成18年度調査と比較すると、平成23年度調査で「かなり必要だと思う」の割合が低くなっています。

第22図 生活課題に対する住民相互の協力



生活が不自由なときに地域にしてほしいこと、できること

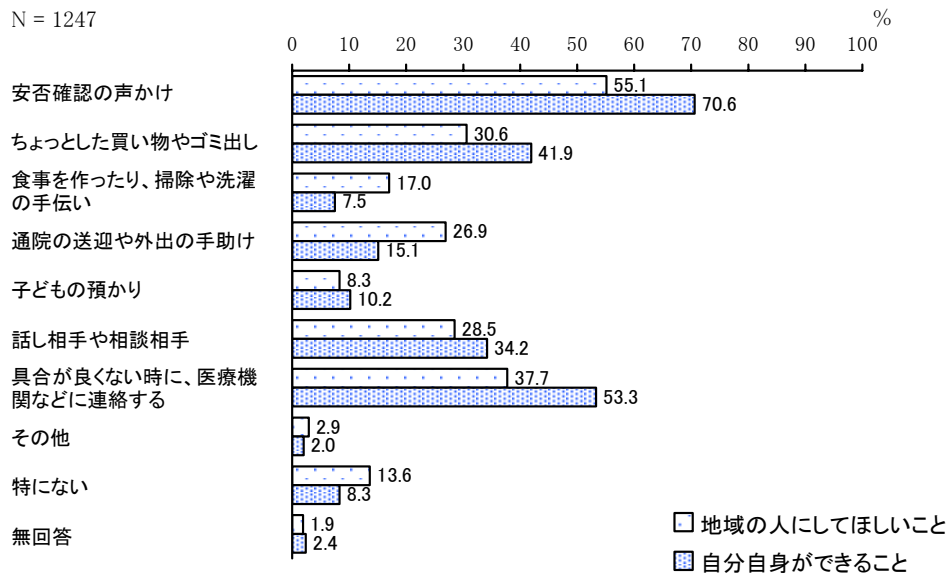
生活が不自由なときに地域の人にしてほしいことは、「安否確認の声かけ」の割合が55.1%と最も高く、次いで「具合が良くない時に、医療機関などに連絡する」の割合が37.7%、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の割合が30.6%となっています。

自分自身ができることは、してほしいこと同様に「安否確認の声かけ」、「具合が良くない時に、医療機関などに連絡する」、「ちょっとした買い物やゴミ出し」の順に割合が高くなっています。

第23図 生活が不自由なときに地域にしてほしいこと、できること

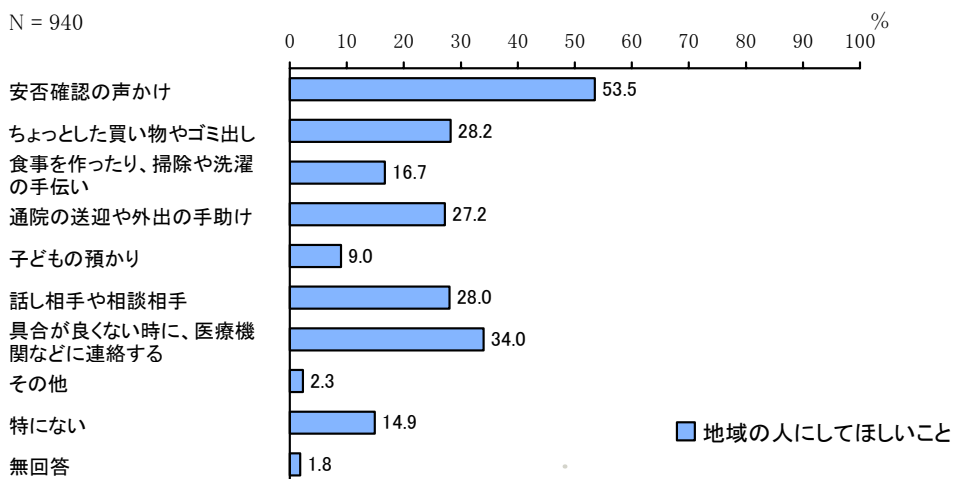
【平成23年度調査】

N = 1247



【平成18年度調査】

N = 940



平成18年度調査では、自分自身ができることの設問はない。



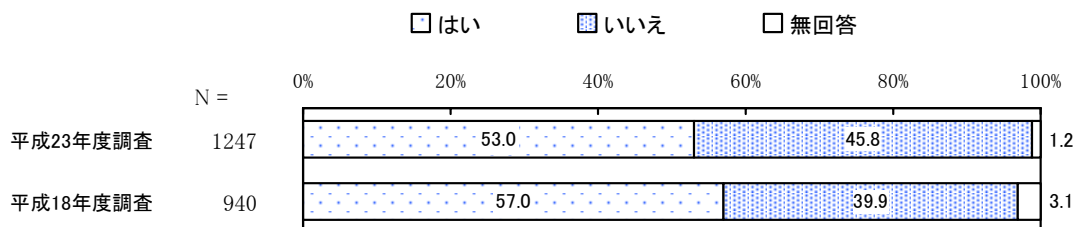
地域活動への参加状況

「はい」の割合が53.0%、「いいえ」の割合が45.8%となっています。

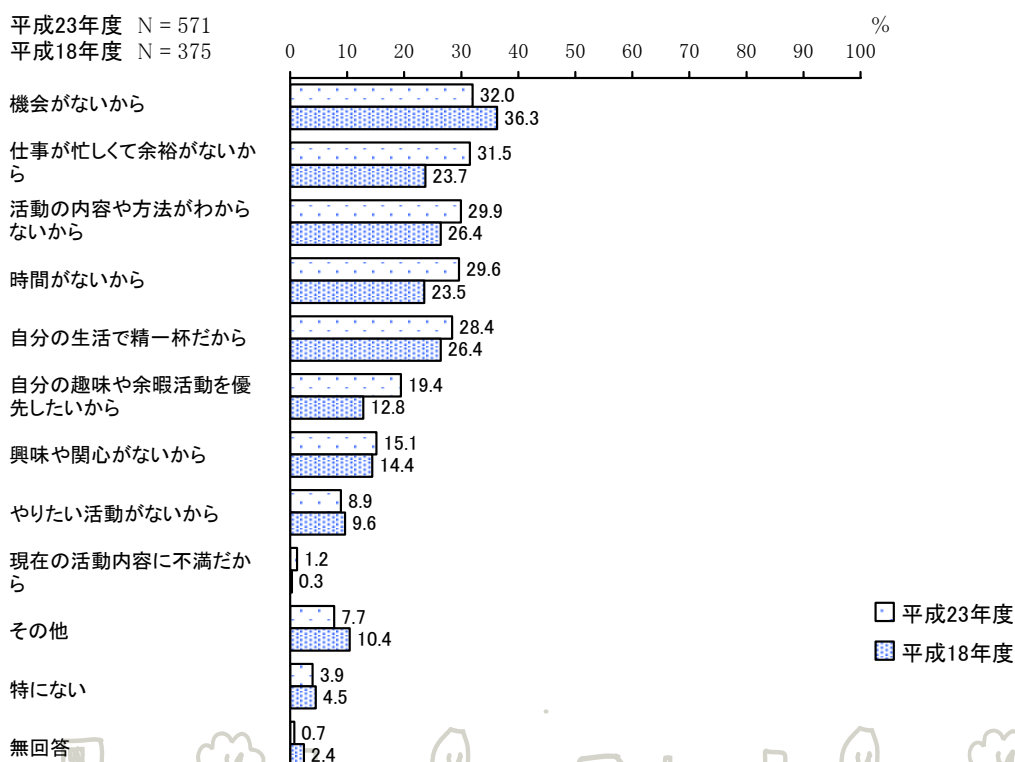
平成18年度調査と比較すると、平成23年度調査で「はい」の割合がわずかに低くなっています。

地域活動へ参加していない理由については、「機会がないから」の割合が32.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しくて余裕がないから」の割合が31.5%、「活動の内容や方法がわからないから」の割合が29.9%となっています。

第24図 地域活動への参加状況



第25図 地域活動に参加していない理由

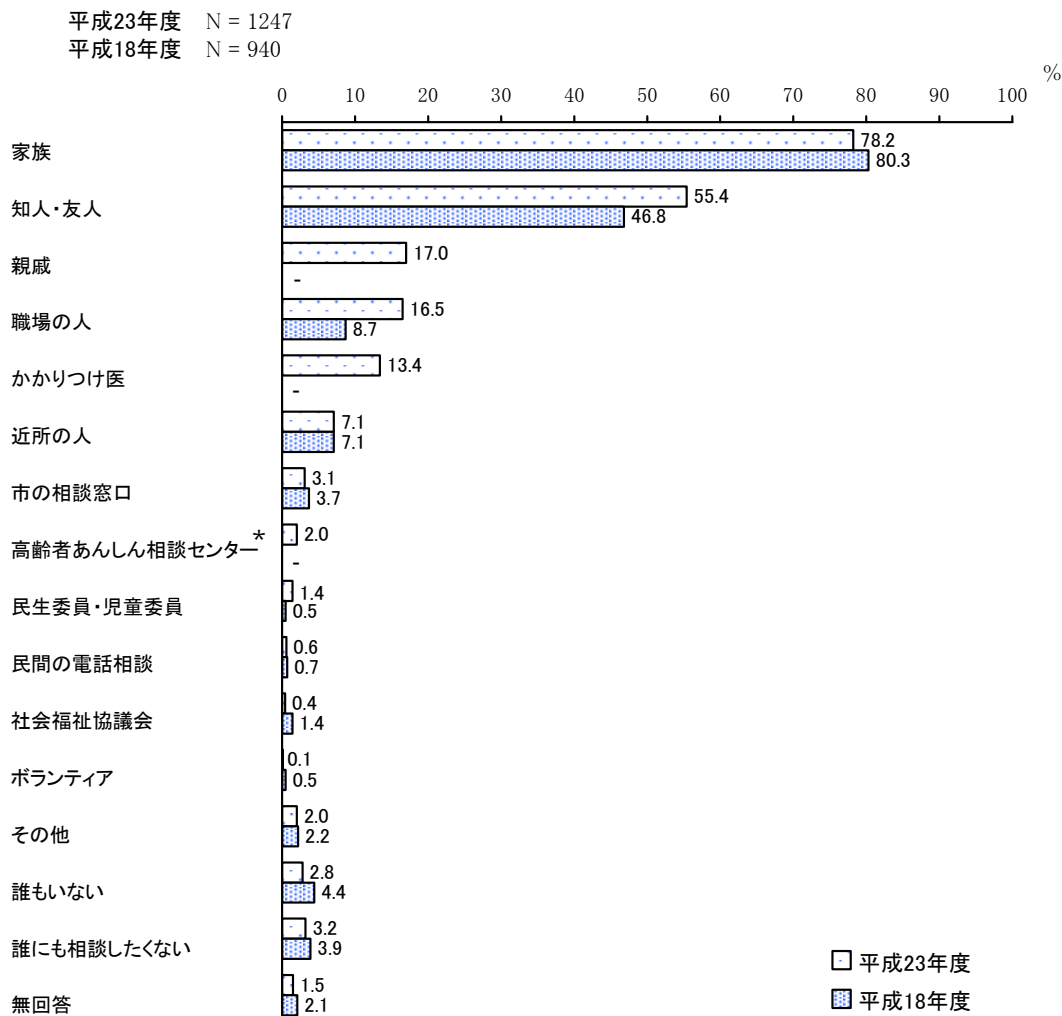


相談相手について

悩みや不安がある時の相談相手

「家族」の割合が78.2%と最も高く、次いで「知人・友人」の割合が55.4%、「親戚」の割合が17.0%となっています。一方で、「市の相談窓口」、「民生委員・児童委員」、「社会福祉協議会*」といった公的機関の相談窓口は5%未満となっています。

第26図 悩みや不安がある時の相談相手



平成18年度調査では、「家族」、「親戚」の選択肢は分かれておらず、「家族・親戚」となっているため、「家族」に一括して記載。また、「かかりつけ医」、「高齢者あんしん相談センター」の選択肢はない。

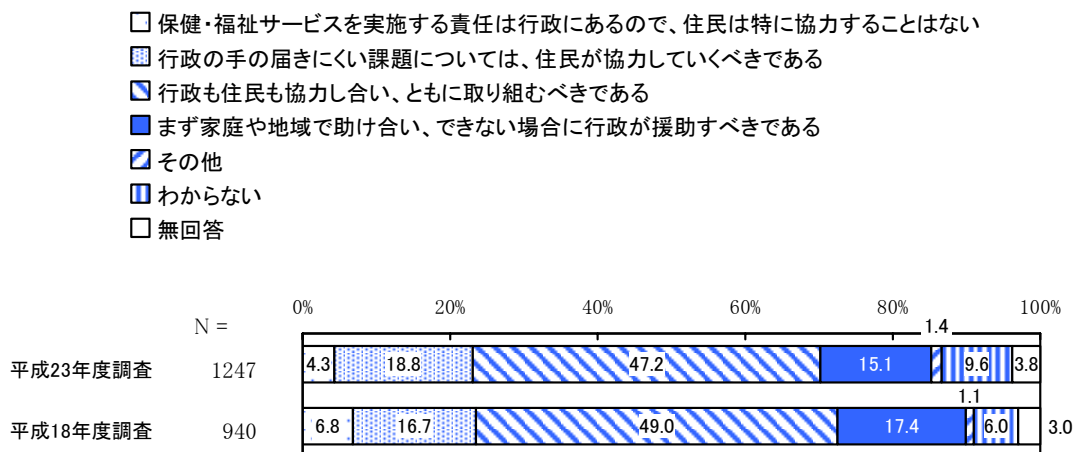


保健・福祉サービス等について

保健・福祉サービスを充実させていくうえでの行政と住民の関係について

「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」の割合が47.2%と最も高く、次いで「行政の手の届きにくい課題については、住民が協力していくべきである」の割合が18.8%、「まず家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が援助すべきである」の割合が15.1%となっています。

第27図 保健・福祉サービスを充実させていくうえでの行政と住民の関係

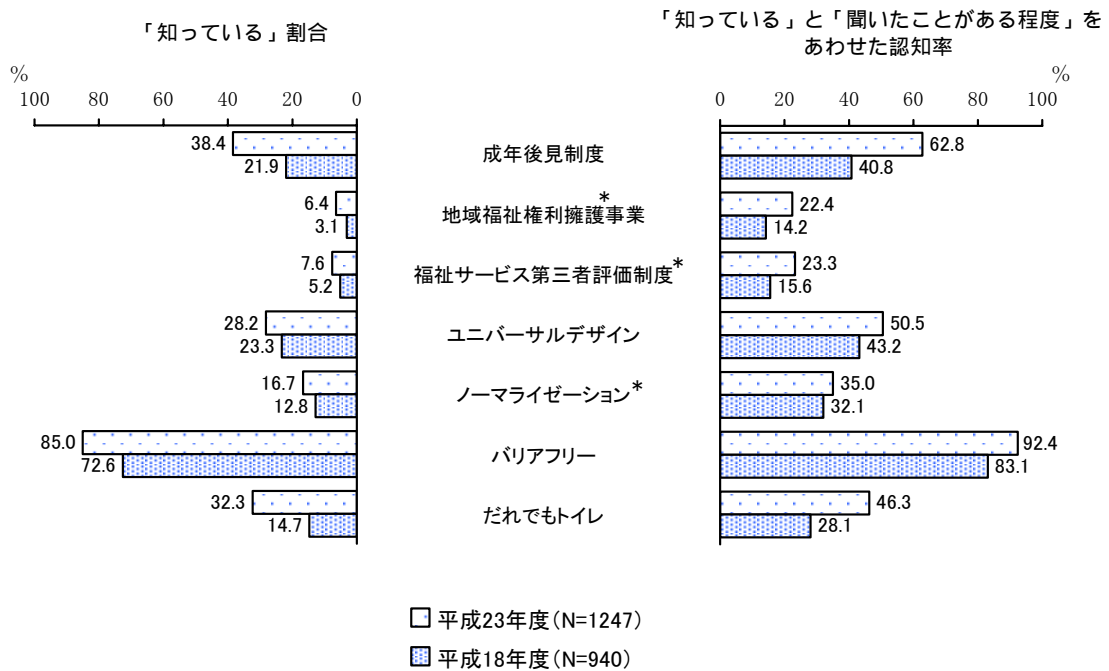


福祉にかかわる制度や言葉について

「知っている」人の割合は、「バリアフリー*」が85.0%と最も高く、次いで「成年後見制度*」の38.4%、「だれでもトイレ*」の32.3%となっています。また、「知っている」と「聞いたことがある程度」をあわせた認知率では、「ユニバーサルデザイン*」でも5割を超えています。

平成18年度調査と比較すると、いずれにおいても、平成23年度調査が上回っています。

第28図 福祉にかかわる制度や言葉について

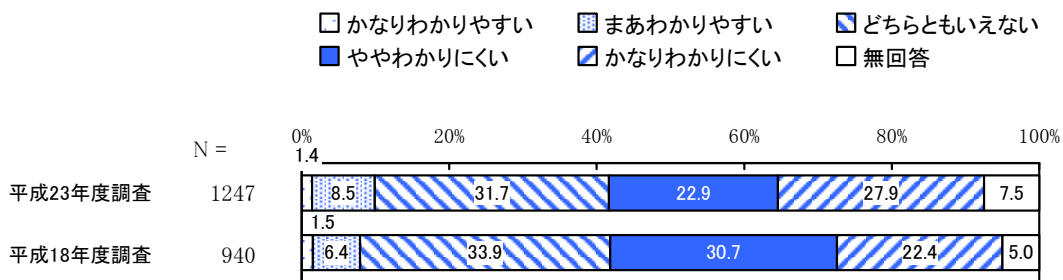


福祉サービスや制度等の わかりやすさ

「かなりわかりやすい」と「まあわかりやすい」をあわせた人の割合が9.9%となっています。一方、「ややわかりにくい」と「かなりわかりにくい」をあわせた、しくみがわかりにくいと感じる人の割合が50.8%となっています。

平成18年度調査と平成23年度調査の比較では、わかりにくいと感じる人の割合にあまり変化はありませんが、「かなりわかりにくい」の割合が高くなっています。

第29図 福祉サービスや制度等のわかりやすさ



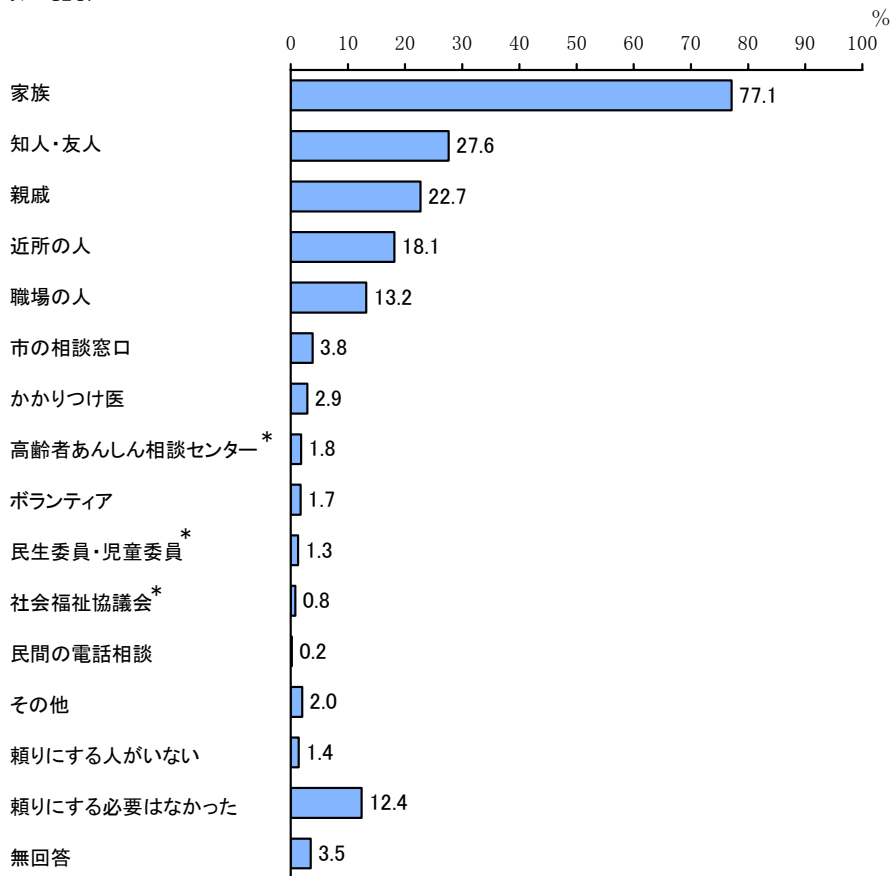
地震や災害があったときの対応等について

東日本大震災後の生活で
頼りにした相手

「家族」の割合が77.1%と最も高く、次いで「知人・友人」の割合が27.6%、「親戚」の割合が22.7%となっています。

第30図 東日本大震災後の生活で頼りにした相手

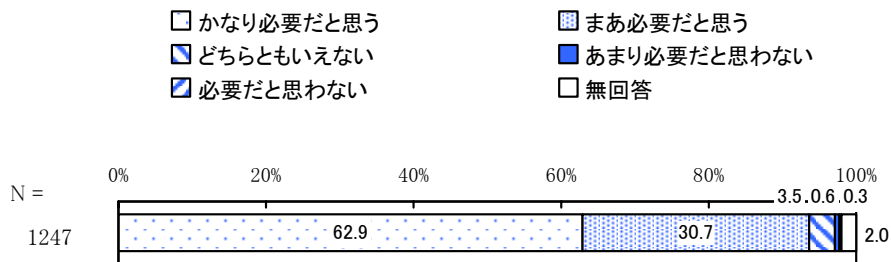
N = 1247



大規模災害等に対する地域で支えあうしくみの必要性

「かなり必要だと思う」と「まあ必要だと思う」をあわせた、しくみが必要だと感じる人の割合が93.6%となっています。

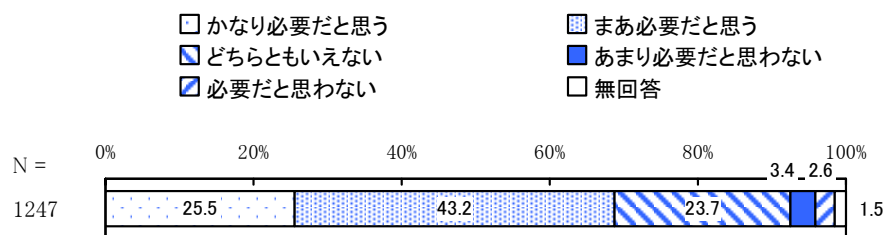
第 31 図 大規模災害等に対する地域で支えあうしくみの必要性



大規模災害等に備えた個人情報共有の必要性

「かなり必要だと思う」と「まあ必要だと思う」をあわせた、共有することが必要だと感じる人の割合が68.7%となっています。

第 32 図 大規模災害等に備えた個人情報の共有の必要性



(3) 現状を踏まえた評価・課題

第1期計画の取組みの実施状況やアンケート調査結果を踏まえ、第1期計画の評価と今後の課題について整理します。

だれもが活
き生き暮ら
せるまちを
つくるため
に

高齢者・障害者等との交流活動や「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例*」の施行などノーマライゼーション*を推進し、「ユニバーサルデザイン*」や「ノーマライゼーション」、「バリアフリー*」などの言葉は、平成18年度に比べ認知率が高くなっています（第28図）。ハード*・ソフト*両面からのまちづくり推進と併せ、一定の効果があったと考えます。

また、生活課題に対する住民相互の協力については、協力関係が必要だと思う人の割合が、平成18年度の調査以降7割を超えています（第22図）。本市における地域福祉に関する意識は、醸成されつつあることがわかります。

しかし、高齢者や、障害のある人が増加する中で、「高齢者が安心して暮らせる環境」や「障害者（児）が安心して暮らせる環境」に満足している人の割合が低くなっています（第19図）。今後、認知症*高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない方が増加することが想定されます。権利擁護*事業を推進し、成年後見制度*の普及・啓発を図るとともに、近年増加している消費者被害等の犯罪に対し、見守り等の防犯対策が求められます。

共に生き、
支えあう
まちをつく
るために

東日本大震災の発生から防災意識が高まっており、大規模災害等の備えとして、地域で支えあうしくみを必要だと感じる人の割合が9割以上と多く（第31図）、個人情報共有の必要性を感じる人も、7割近くに及びます（第32図）。本人同意のもと、地域においては、避難支援プラン（個別計画）*の作成を進め、行政としても、地域実施マニュアルの周知を行うなど全市的に防災体制を強化していく必要があります。



災害時等の緊急時の対応については、日ごろからの地域でのかわりが重要となります。「近所の人」という切り口で見た場合、悩みや不安の相談相手では、7.1%であるのに対し（第26図）、震災後に頼りにした相手では、18.1%となっています（第30図）。また、生活が不自由なときに地域にしてほしいこと、できることでは、「安否確認の声掛け」、「具合が良くない時に、医療機関などに連絡する」について、できることの回答が、してほしいことを大きく上回っており（第23図）、意識の根本には、近隣の方を思い、緊急時には役に立ちたいと考えている様子うかがえます。さらに、日頃の隣近所とのつきあい方は「困った時には相談したり、助け合ったりしている」の割合が1割未満となっていますが、今後のつきあい方の希望については、約3割となっています（第20図）。以上から、震災後、地域での助け合いを望んでいる状況が見え、助け合いのしくみや交流の促進を図る必要があります。

地域活動への参加状況を見ると、平成18年度に比べて減少しています（第24図）。参加しない理由として、「機会がない」は減少しているものの、「仕事が忙しく余裕がない」、「自分の趣味や余暇活動を優先したい」、「活動の内容や方法がわからない」が増加しています（第25図）。仕事と生活の調和を図りながら、余暇活動を地域活動に変える動機付けが必要になります。活動内容の周知、情報提供の充実など参加しやすい環境づくりや、サロン活動などに継続して取り組みやすくするための体制整備、市民センター等の活動拠点の活用を図り、さらなる地域活動参加促進への取り組みが求められます。

一方で、本市では、地域において、高齢者の見守り、児童虐待防止、ドメスティック・バイオレンス*被害者支援に関わるネットワークや、「ういずサービス*」やサロン等の活動が展開されており、行政を含めた住民相互による見守りや支えあいを行っています。こうした状況下でも、孤独死*など地域とのつながりをもたないことを一因とする問題が発生しています。安心して暮らすために必要なことでは、「地域での見守りや助け合い」の割合が一番高く、44.4%と示す通り（第21図）、引き続き、地域における見守り体制の強化が求められます。



**保健医療・
福祉の充実
のために**

日常生活における不安や悩みの相談相手としては、「家族」、「知人・友人」、「親戚」が上位を占め、個人的なつながりを基盤としたものが中心となっています（第26図）。自助の意識は重要ではありますが、問題が起こった際、自分達だけで抱え込まないよう、適切な支援に結びつけることが重要です。

一方で、「市の相談窓口」、「民生委員・児童委員*」、「社会福祉協議会*」といった公的な相談機能の利用は、1割未満となっています。相談窓口の周知を図るとともに、初期相談体制の充実を図り、必要に応じて専門的な相談機関につなげる体制の強化が求められます。保健・福祉サービスを充実させていく上では、「行政も住民も協力し合い、ともに取り組むべきである」の割合が約5割となっており（第27図）、地域、公的機関や民間企業、そして行政が連携していくことが大切です。

近年、福祉に関わる法律や制度が大きく変化する中で、福祉サービスや制度等のわかりやすさについては、わかりにくいと感じる人が過半数を超えています（第29図）。現在もさまざまな手段で情報提供を行っていますが、支援を必要とする人が、適切なサービスを受けることができるよう、さらに情報提供の充実を図る必要があります。

地域福祉の担い手については、近所、町会・自治会や老人クラブ、民生・児童委員などのように地域に根ざした活動を行う団体、また、各事業所、事業者、ボランティア、NPO*、対象者別支援団体のように、地域をまたいで活動を行う団体もあります。さらに、本市の特徴でもある大学・短大等の地域資源があり、さまざまな地域福祉活動を推進しています。今後は、これらが単独で支援に当たるのではなく、団体間を横断し、また、団体内でも連携を強化していく必要があります。



4 地方分権の進展

本市市民が、個性豊かに、安心して、地域で生きていくためには、市民の最も身近な行政である市が主体となり、地域住民の意向を反映した意思決定、本市の特徴を生かしたサービス展開をしていくことが不可欠です。現在、国と地方の役割を見直し、地方でできることは地方でという国から地方への権限移譲や、国の地方への関与を縮減する義務付け・枠付けの見直しなどの流れが進んでいます。多摩地域の中心的な役割を担う本市においては、この流れをしっかりと受け止めていきます。

本市における地方分権の取組みの第一歩は、平成 19 年 4 月に、東京都から移管を受け保健所政令市となったことです。これにより、母子保健事業など身近で利用頻度の高い保健サービスと、保健所が実施する専門的業務を一元的・総合的に実施できるようになりました。また、福祉施策、保健医療施策の総合的な実施も可能になりました。

国の地域主権改革に伴い、平成 25 年度には、社会福祉法人*の認可、検査、業務停止命令等が市の事務に加わります。市に移譲されたメリットを市民に還元できるよう、体制強化に努めます。

そして、本市に認められた裁量を一層拡大するため、大都市の特殊性に対応した制度の一つである中核市*を目指しています。中核市への移行により、市民生活と密接に関わりのある事務を市民に身近な市で行えるようになります。例えば、現在東京都が行っている民生委員の定数、推薦を市が自らの判断により決定できるようになります。また、特別養護老人ホームなど社会福祉施設の設備や運営の基準を独自に定めることができるようになり、地域の実情を反映した施設運営が実現します。

以上のように、これまでの経過と今後の展望を踏まえ、地方分権の諸制度を活用し、本市の自己決定できる度合いを高め、本市自らの責任と判断のもと、地域性、実態に見合った施策・サービスが展開できるよう努めていきます。

